

## 仮運転免許証有効期間延長の手続について

★対象期間内の方で、令和3年12月28日までに申し出があった方のみ延長可能です★

新型コロナウイルス感染防止の観点から、仮運転免許証の有効期間については、適性検査を受けた日から起算して6月とされていますが、令和3年12月28日までに申出があれば、当初の仮運転免許証の有効期間が経過した日から起算して緊急事態期間の日数を加えた期間が経過するまで延長可能となります。

対象者	神奈川県内居住又は神奈川県内の自動車教習所に在籍している方で、仮運転免許証の有効期間が緊急事態期間を1日でも含んでいる方。	
受付窓口	運転免許センター3階 教習所係	
受付時間	月～金	午前8：30～11：00 午後1：00～4：00
必要書類	○ 仮免許運転可能期間指定申請書（用紙は運転免許センターにあり） ○ 仮運転免許証	

- ※
- 有効期限が切れてしまった方は、この手続は受けられません。
  - 神奈川県内の指定自動車教習所に通われている方については、各自動車教習所が自校の教習生を取りまとめて手続を行う場合もありますので、各自動車教習所にお尋ねください。
  - この手続について、代理人による申請も可能となります。運転免許センターにおいて、代理人が延長申請する場合は、申請者の仮運転免許証及び代理人の身分証明書を持参の上、手続をお願いします。
  - 郵送での手続は行っていません。
  - この手続内容は今後変更される可能性があります。